

外部機関・団体等の依頼配布物について

本校においては近年、外部機関や諸団体からの児童・保護者への配布物の依頼が多くなっており、職員が各学級児童数に応じて枚数を数え分け、更に教室で配布する作業に多くの時間を要しています。特に学期末、学期始めは依頼が集中し、子どもと向き合う時間の確保や教育活動全般に支障が出ています。

についてはこれらを鑑み、下記により外部機関・団体等の依頼配布物に係る規定を定めましたので、ご依頼主様におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○全校児童、または保護者への配布物は本校 HP の児童数、実家庭数を参照し、学級毎の枚数に分けて依頼書と共に送付ください。

○直接配付物を持ち込まれる場合は、本校管理職の配付許可を得た後に、貴団体の学級毎の棚に入れてください。

○文部科学省、滋賀県教育委員会、または大津市教育委員会の後援名義を取得されていない団体、催し等のチラシは原則配布できません。

○上記の後援を取得している依頼であっても、多額の参加費用または営利目的の内容と学校長が判断した場合は配布いたしません。

○上記の規定に反した配布物は、受け取り拒否、または着払いで返送しますのでご了解ください。

大津市立坂本小学校長